

# 企画競争説明書

業務名称： パキスタン国シンド州母子保健医療施設拡充計画準備調査

案件番号： 19a00057

## 【内容構成】

- 第 1 企画競争の手続き
- 第 2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第 3 特記仕様書案
- 第 4 業務実施上の条件

2019年6月26日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年6月26日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国シンド州母子保健医療施設拡充計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年8月～2021年1月

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課、佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- 具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特になし。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年7月3日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年7月8日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年7月12日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「**コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン**」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
自然条件調査（地形測量、地質調査及び地中障害物・残留物調査）（現地再委託経費）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) PKR 1=0.730150 円
  - b) US\$ 1=109.38600 円
  - c) EUR 1=122.10400 円
- 5) その他留意事項（以下、例）
  - a) 本件業務の一般管理費等の見積りに際しては、「紛争影響国・地域」での業務であると位置づけ、一般管理費等率の上限に10%を加算して見積もることを認めるものとします。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に

基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／建築計画
- b) 機材計画／維持管理計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.7 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年8月5日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3) 情報の提供方法  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表  
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、

プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務

の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### （6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1）調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### 2）業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療施設・機材に係る B/D、O/D、D/D、SV

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループの適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」を参照ください。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／建築計画
- 機材計画／維持管理計画
- 

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築計画）】

- a) 類似業務経験の分野：保健医療施設整備に係る B/D、O/D、D/D、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及び全途上国での業務の経験
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験：

【業務従事者：担当分野 機材計画／維持管理計画】

- a) 類似業務経験の分野：保健医療機材整備に係る B/D、O/D、D/D、SV
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及び全途上国での業務の経験
- c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」

と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙1：プロポーザル評価表

# プロポーザル評価配点表

別紙 1

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(40.00)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／建築計画</u>	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	( )	(16.00)
ア) 類似業務の経験		7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		2.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>機材計画／維持管理計画</u></b>	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	(—)	
ア) 類似業務の経験	=	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	=	
ウ) 語学力	=	
エ) その他学位、資格等		

### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. プロジェクトの計画の背景と概要

##### (1) プロジェクトの背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は、南アジア地域において母子保健指標が最も低い水準の国の一つであり、妊産婦死亡率は178人／対10万人、新生児死亡率は46人／対千人、5歳未満児死亡率は79人／対千人と世界的にも劣悪な状況にある（国際連合児童基金「世界子供白書2017」）。特に、同国の新生児死亡率はアフガニスタンを上回り、世界で最も高い数値状況にある。従い、パキスタン政府は国家政策「Pakistan Vision 2025」において、社会セクター開発を柱の一つに掲げ、保健分野については、保健サービスへのアクセス改善を重点課題としている。特に、国民の約3割が貧困層（世界銀行2016）と言われる当国において、医療費が安価である公的医療機関の強化が重要な課題となっている。

大都市カラチを擁するシンド州における母子保健指標は、妊産婦死亡率は190人／対10万人、新生児死亡率は54人／対千人、5歳未満時死亡率は82人／対千人（シンド州保健局2013）と当国内平均を下回っており、特に同州の新生児死亡率は1990年以前（44人／対千人）よりも高い水準となっている。シンド州政府は「シンド州保健セクター戦略2012-2020」において、医療サービスへのアクセス格差の是正を柱の一つに掲げている。また、同州では、医療施設の不足によりカラチに集中する患者を分散するため、州内各県での病院間のリファラル体制構築を目指している。リアクアット大学病院は、医療技術者養成機能を有する700床規模の総合病院であり、シンド州ハイデラバード県（人口1,059万人）で唯一の公的第三次医療施設である。同病院へはシンド州だけでなくパンジャブ州南部やバロチスタン州北東部からも患者が訪れ、年々患者数が増加傾向である。その為、手術室や病床が不足しており、新生児・小児病床の稼働率は514%（シンド州保健局2017）に達する他、新生児集中治療室（NICU）が整備されておらず、時宜を得た医療サービス提供が困難となっている。

シンド州母子保健医療施設拡充計画（以下、「本事業」という。）は、シンド州ハイデラバード県唯一の公的第三次医療施設であるリアクアット大学病院において、母子保健センターの拡充・医療機材整備を行うことにより、母子の医療サービスへのアクセス改善に貢献するものであり当国の開発戦略においても優先度の高い事業と位置付けられる。

かかる状況を受け、パキスタン政府は、我が国に対し、シンド州母子保健医療施設における施設増築及び機材の整備を要請した。本調査においては、要請内容の必要性、妥当性を確認のうえ、無償資金協力案件としての適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) プロジェクトの目的

シンド州ハイデラバード県唯一の公的第三次医療施設であるリアクアット大学病院において、母子保健センターの拡充・医療機材整備を行うことにより、母子の医療サービスへのアクセス改善に貢献するもの

##### (2) プロジェクトの内容：

- ・施設：手術室及び病床（115床程度）の増築（産婦人科および小児科外来、陣痛室、産婦人科病棟、新生児集中治療室、母体胎児集中治療室、検査室等）（総面積：6,000㎡程度を想定）
- ・機材：新施設に必要な医療機材（産前・産後健診、正常・ハイリスク分娩、新生児・小児ケア、臨床検査、放射線検査等）

##### (3) プロジェクトサイト

リアクアット大学病院ジャムショロ（シンド州ハイデラバード県ジャムショロ市）

##### (4) プロジェクト実施体制

1) プロジェクト実施機関：シンド州保健局

2) 他機関との連携・役割分担：特になし

3) 運営／維持管理体制：施設完成後の病院の運営および維持管理はシンド州政府より予算配賦を受けリアクアット大学病院が担う。リアクアット大学病院は、1956年より約60年の運営・維持管理の実績を有しており、2017年時点で、医療従事者1,546名が在籍している。本事業の実施により、外来・入院患者数及び手術件数の増加が見込まれていることから、適切な予算の配賦と医療人材の配置が行われるよう、対応策につき協力準備調査にて確認する。

(5) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

無償資金協力「イスラマバード小児病院建設計画」（1982年）、「看護婦医療技術者養成学校建設」（1984年）、「母子保健センター建設計画」（1996年）、「イスラマバード小児病院整備計画」（2003年）、「バロチスタン州基礎医療機材整備計画」（2003年）、「イスラマバード小児病院改善計画」（2005年）、「カラチ小児病院改善計画」（2012年）、「パキスタン医科学研究所機能強化計画」（2018年）。

(6) 他ドナー等の援助活動

当国の保健セクターについては、世界保健機関、国際連合児童基金、アメリカ合衆国開発庁、英国開発庁といった援助機関が、母子保健、一次医療、ポリオ対策、定期予防接種分野を中心に、政策・制度、技術面での支援を行っている。

### 3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項、事業効果測定指標等を提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、パキスタン政府から要請のあった「シンド州母子保健医療施設拡充計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がパキスタン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の記載された準備調査報告書（案）の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（第1回）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（第2回）、の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で適宜JICAと協議する。

なお、特に以下5つの段階においては、JICA関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

- 1) 現地調査(第1回)対処方針会議:「インセプション・レポート」を取りまとめ、これらを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査(第1回)帰国報告会:帰国後10営業日以内を目途に、現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を作成し、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 3) 設計・積算方針会議:帰国後30日以内を目途に、プロジェクト内容等の概略設計方針について関係者を含めた協議を行う。
- 4) 現地調査(第2回)対処方針会議:計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。
- 5) 現地調査(第2回)帰国報告会:先方政府と「準備調査報告書(案)」の協議の結果を報告する。

#### (4) 調査時の留意事項

##### 1) 調査対象施設

リアクアット大学病院としてハイデラバードとジャムショロの2つの総合病院が存在しているが、本事業で機能の強化対象となるのは、ジャムショロの方である。本調査では、もう一方のハイデラバードについても調査対象として、2つの病院機能の連携状況についても調査し、ハイデラバード地域全体の三次レベルの病院機能の向上に本事業が貢献するよう留意する。

##### 2) 民間委託について

シンド州では、現状一次、二次レベルの医療施設において、州政府が診療サービスを民間委託している事例が確認されており、その実態と今後の見通しについて調査が必要である。三次レベルの医療施設民間委託の事例は確認されていないが、民間委託対象と想定されるサービスとその見通し等に関しては可能な限り情報を収集するなど、留意すること。

##### 3) 施設の整備

本プロジェクトにおいて、手術室及び病床の増築については母子保健センターを対象としている。一方、同病院にはNICUがないことから、特にNICUの整備については医療従事者の増員、技術レベルの確保、NICUの維持管理についても十分調査する。尚、病床増築については115床の施設を増築することを想定している。

既存の手術室の利用状況や病床の占有率等を把握し、増築のニーズを改めて確認すると共に、隣接する建物や対象サイトの状況を確認し、施設の規模や内容の妥当性を精査すること。

##### 4) 機材整備の対象医療施設

リアクアット大学病院は、医療従事者養成機能を有する総合病院であり、シンド州ハイデラバード県の中核となる公的第三次医療施設である。

機材整備については、母子保健センターを主たる協力対象とし、提供サービスの現状や、機材の保有・利用状況、機材整備の状況等を詳細に調査することとする。基本は新設施設向けを想定しているが、既存施設への納入も検討する可能性もある。

##### 5) 機材の運用・維持管理体制の確認とプロジェクト内容の精査

機材の運用、維持管理体制を確認し、対象医療施設が自立的・持続的に運用・維持管理ができるような機材計画を策定する。また機材調達後に適切な運用・維持管理がなされるように維持管理計画を策定し、実施機関に対して人員配置や予算確保を含む適切な維持管理の実施を求める。

また、必要に応じてソフトコンポーネントを通じて運用・維持管理能力の向上を支援する。さらに、保守契約付帯が必要な医療機材が内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。保守附帯契約については参考資料「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」を参照のこと。

##### 6) 高度医療機材の適切な選定

比較的大型の機材を選定した場合は、これらの機材を計画する場合はその設置場所の決定に際して、既存施設の床・梁等が機材重量に耐えられるかを確認、また壁面には放射線や磁気防護工事の要否、各メーカー代理店がこれらの工事を実施する能力があるか調査し、据付段階の工事実施も想定した計画内容とする。

また、機材保守契約を付帯することが特に有効であると考えられる場合は、現地における保守サービスの提供者の有無、保守サービスの内容、期間等を検討、提案する。

#### 7) プロジェクトを実施するための相手国負担事項の確認

相手国側負担事項（運用・維持管理人員の配置、維持費用の確保、保守契約等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力としてプロジェクトを実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共にプロジェクト実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

#### 8) 先方政府または他ドナーの本プロジェクトに関連する支援計画の確認

先方政府または他ドナーによる本プロジェクトに関連する支援計画がある場合は、本プロジェクトの実施スケジュールと先方の事業実施スケジュールの調整が必要となるため、適切な計画と関係者と協議した後、その内容を事業計画の内容に含める。

特に、パキスタンにおいては、先方負担事項が生じるプロジェクトに関して、ドナー側コンポーネントも含め、政府閣議において事業計画（PC-1）の承認が必要である。同計画は実施機関であるパキスタン医科学研究所が作成し、同国政府が承認を行うこととなるが、PC-1の作成には事業の範囲や規模・内容についての情報が必要となることから、事前にPC-1の作成に必要な情報や審議が想定される会議の開催頻度、タイミング等を確認したうえで、現地調査（第1回）後、事業規模・内容が固まってきた段階で、計画内容（概略事業費、概略設計図、調達機材リスト、予定工程等）について、必要に応じて先方に情報を共有すること。

### 6. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) インセプション・レポートの作成と JICA に対する説明

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

インセプション・レポートと現地調査（第1回）の対処方針について、対処方針会議においてJICA、国内関係者に対して説明する。

#### (2) インセプション・レポートの先方政府に対する説明・協議

現地調査（第1回）において、JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

本計画に関連する政策、保健医療状況を確認し、必要性・妥当性を整理する。

#### 1) パキスタンならびにシンド州保健医療セクターの概要と要請プロジェクトの位置付け

- ①保健医療基礎データ（人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、疾病負担、貧困度など）
- ②保健医療にかかる政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけ
- ③保健医療体制（公的病院の数、リファラルシステム、保健行政、政策、人材、予算等）と国

## 家開発計画

2) パキスタンならびにシンド州の保健医療セクターにおける本プロジェクトの位置づけ

3) パキスタンならびにシンド州の保健医療セクターに対する我が国及び他国による援助動向

- ① 我が国の援助動向の確認と本プロジェクトの位置づけ
- ② 他国の援助動向の確認と本プロジェクトとの棲み分け

(4) プロジェクトを取り巻く状況と実施体制の確認

各プロジェクトに関する以下の状況及び実施体制を確認し、関係機関がプロジェクトの実施に必要な人的能力、財務力、技術力を備えているかを精査する。

- ① 保健省、関連省庁、対象病院との関係性とプロジェクト実施にかかる役割分担
- ② 対象病院の組織・権限・人員構成、近年の財政収支・予算状況
- ③ 医療サービスの提供状況、技術水準（提供される保健医療サービス種類、入院・外来患者数、疾患内訳（入院、外来）、検査（臨床、画像診断等）、手術、死亡原因、病床占有率、リファラル件数、診察料手術待ち時間、入院待ち時間など）
- ④ 人材の雇用・配置・育成の状況（雇用状況、勤続年数、部門ごとの配置数、医療従事者への卒前/卒後教育、各種研修、OJTの実施状況等）
- ⑤ 既存施設・機材の活用状況
- ⑥ 対象病院周辺、並びに近隣州の地理的情報（地理的状況、年齢別人口、管轄地域・人口、アクセスなど）
- ⑦ 近隣の病院や同レベル病院の医療サービス提供状況（活用状況、機材品目、仕様、提供サービス、レファラルの状況）
- ⑧ 維持管理体制（人員配置・予算確保の状況、修理や消耗品等の追加的購入が必要になった際の対応フロー、予防メンテナンスの状況、維持管理実施の実状、機材の廃棄状況等）
- ⑨ 公共事業実施に伴い必要な国内手続き（PC-1の承認プロセス等）

(5) サイト状況（自然条件等）調査

要請施設の建設予定地の状況、自然環境・気候等について調査する。本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定サイトにおいて、自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、給排水・水質調査）を行う。なお、同調査は現地再委託にて実施することを認める。ただし、実際に再委託が行われたときには自然条件調査担当団員による調査実施方法及び結果（データ）の確認・検証を実施すること。

同調査の仕様は別紙に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

また、本調査に係る再委託費は別見積りとして計上する。

(6) 要請施設の確認と調達事情の調査

1) 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。

2) 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。

3) 機材整備に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用を確認する。

4) 電力や給配水等、施設が実際に稼働するために必要な設備について現状及び対策を明確にする。また必要且つパキスタン側が維持管理可能な設備を計画する。

5) 当該国での施行／設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

#### (7) 要請機材の確認と調達事情の調査

- 1) 既存の機材のメーカー・数量・稼働状況、配置予定部門の活用状況の確認
- 2) 要請機材（品目・仕様・数量）の精査
- 3) 調達事情（第三国調達を含めた調達先、現地代理店の有無、調達方法、調達・通関に関する機関、調達価格、輸送費、免税措置、関連法令、保険など）の確認
- 4) 資機材・消耗品・スペアパーツ等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターセールスサービスの内容、保守契約を概略設計に含む必要のある医療機材及び保守契約の内容、保守契約を履行できる現地業者の有無等を考慮した調達方法の検討
- 5) 調達に係る資機材の輸送経路及び方法の検討
- 6) 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認

#### (8) 調査結果報告と設計方針の JICA に対する説明・協議

現地調査（1回目）の結果を踏まえ、帰国後10営業日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後30日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

なお、設計・積算方針には最低限以下の項目を含めることとし、それ以外の項目については現地調査（1回目）の結果に応じて追加すること。

#### <コンポーネント>

- ① 案件の規模、対象工事などの基本計画
- ② 基本図（配置図、平面図、立面図、断面図）
- ③ 構造計画（屋根、躯体、基礎など）、設備計画（空調、給排水、ボイラー、医療ガス等）
- ④ 調達機材の優先順位（第三国調達、銘柄指定の有無、アフターセールスサービスなどを検討のうえ、どの機材までを事業費に含めるのか、その考え方も含め立案する）
- ⑤ 入札の方式（施設・機材のロット分けの要否及びコンソーシアム等の最適な入札フォーメーションの検討を含む）

#### <先方負担工事>

- ① 解体撤去工事、外構工事（フェンス、門扉、舗道、植栽）、設備工事（電気、給水、通信等における先方負担事項との切り分けの検討を含む）

#### (#) 治安に関する安全対策

本事業サイトについては外務省海外安全情報がレベル2の地域（または、渡航措置がJICA安全管理部承認事項となっている地域）に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分当機構と協議する。また、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

#### (9) 各プロジェクト内容の概略設計

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。概略設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）、同「補完編（土木／建築分野）」（2017年7月）及び「機材編」（2017年7月）を参照して策定し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

#### 1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

## 2) 全体計画

既存の病院の利用状況や病床の占有率等を把握し、増築のニーズを改めて確認すると共に、隣接する建物や対象サイトの状況を確認し、施設の規模や内容の妥当性を精査する。また、既存の機材の種類・数量・稼働状況、人員配置、提供医療サービスや運用・維持管理に関する技術力等の状況を踏まえ、要請機材の無償資金協力による調達適否を検討する。

## 3) 概略設計図の作成

### 4) 施設計画

施設計画は、市施設基準、既存施設の活用状況、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備等については、対象地域内の他の医療施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

### 5) 設備計画

設備計画については、市整備基準、既存医療施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

### 6) 機材調達計画

- ① 機材計画（機材名、メーカー、仕様、数量、使用部門、優先順位等）の策定
- ② 調達事情（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無、機材の輸送経路、通関手続き、保険等）の確認
- ③ 消耗品、スペアパーツ、燃料等の計画・調達事情（必要な品目・数量・費用、予算確保の方法、調達先・代理店の情報等）の確認
- ④ 機材の配置場所（診療・検査・手術部門）及び運用にかかる人員配置計画（特に画像診断、臨床検査、手術室、集中治療室の医療従事者）の確認
- ⑤ 保守契約附帯の要否の検討（対象医療機材の同定、最低限必要な契約内容、期間、サービス費用、現地代理店、実施体制）

### 7) 施設側の補強・改修にかかる概略設計図及び施工計画の策定

機材設置のために建物の床・内壁等の補強・改修や給排水・電気設備の改修が必要と判断された場合には、当該部分の補強・改修方法を必要に応じて図面と共にまとめる。また、プロジェクト内で施設側の補強や改修工事が想定される場合は、据付時に必要な工事手順等についてもまとめる。

### 8) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネントガイドライン（改訂版）」（2010年版）を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。

## (10) 相手国側負担事項の確認

相手国負担事項の項目、プロセス、必要期間、各手続における責任組織を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

相手国負担事項としては、免税手続、銀行取決め（B/A）に基づく支払授權書（A/P）の発行、機材設置に伴う施設改修、電気設備等の整備、自動車保険や車両登録の手続と費用、運用・維持管理に係る人員配置、運用・維持管理にかかる費用支出等を想定しているが、追加的に先方負担とすることが望ましい事項が生じた場合はそれも先方負担事項として先方に遵守を求める。

## (11) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業で調達される財・サービスに対し、先方政府は免税を確保することを基本原則としていることから、本プロジェクトの実施で生じる各種税についてどのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。これら免税情報は現地JICA事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、既存情報の収集と情報アップデートを行う。調査終了時には収集した情報を取りまとめJICA事務所へ報告する。また、免税確保が難しいとされ

る鉄筋税については免税の可能性、想定されるリスクをよく確認の上、報告に含めることとする。  
なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付する。

#### （１２）プロジェクトの維持管理計画の策定

- １）政府関係機関および対象病院の機材の維持管理体制、維持管理実施の現状の確認
- ２）必要な維持管理業務に関する、各年に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務の分類・整理
- ３）維持管理の実施に必要な人員の配置、消耗品・スペアパーツ・燃料等の購入、保守契約の実施等に関する内容と実施方法の確認
- ４）維持管理計画の策定
- ５）維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の取付

#### （１３）概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### １）準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編（建築分野及び機材編）を参照して積算を行う。

##### ２）概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減にかかる検討を行う。

##### ３）機材の保守契約

積算にあたっては、保守契約を含めた場合の積算も検討する。

##### ４）予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これをJICAに提供する。

- ア）経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ）工事量変動にかかるリスク
- ウ）自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ）現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ）治安状況にかかるリスク

#### （１４）プロジェクトの評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。

#### （１５）ジェンダー課題に関する調査

- １）ジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ２）施設計画（設計仕様、トイレ、病棟・診療部門の配置など）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

#### （１６）プロジェクトの実施監理にあたっての留意事項の整理

##### １）安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、パキスタン国の他案件の事例も踏

まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

## 2) プロジェクト実施監理にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、概要説明を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

## 3) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

### (17) 準備調査報告書(案)の作成とJICAに対する説明

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

準備調査報告書(案)と現地調査(第2回)の対処方針について、対処方針会議にてJICA、国内関係者に対して説明する。

### (18) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の先方政府に対する概要説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をカウンターパートとなる中央政府、州政府の関係者及び対象病院関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また機材についても、その品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

### (19) 準備調査報告書等の作成

パキスタン政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 7) 案件別安全対策確認シート(案)

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5)から10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1) 業務計画書        | : 和文3部 |
| 2) インセプション・レポート | : 英文3部 |
| 3) 現地調査結果概要     | : 和文3部 |
| 4) 免税情報シート      | : 英文3部 |

- 5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文2部
- 6) 概要資料 : 和文2部
- 7) 準備調査報告書（※完成予想図を含む。） : 和文（製本版）8部及びCD-R 1枚  
: 英文（製本版）8部及びCD-R 1枚  
: 和文（簡易製本版）2部及びCD-R 1枚
- 8) 機材仕様書 : 和文2部  
: 英文2部
- 9) デジタル画像集 : CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
- 10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 : 英文3部
- 11) 案件別安全対策検討シート（案）

- 業務計画書とは、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。
- 5) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル（補完編）」（2009年3月）、及び同「機材編」（2017年7月）を、その他については「無償資金協力の係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に準拠することとする。
- 7) 準備調査報告書及び8) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。
- 7) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。
- 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2019年9月上旬より第1回現地調査を行い、その後積算等の国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、翌2020年4月上旬に第2回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。10月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事前準備															
現地調査（OD）		■													
国内解析			□												
現地調査（DOD）									■						
国内整理										□					
概要資料提出														△	
最終報告書提出															△

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：約 16.55M/M

（2）業務従事者の構成（案）

1）分野構成

ア. 業務主任／建築計画： 2号（評価対象者）

イ. 建築設計／自然条件調査：

ウ. 構造設計

エ. 設備設計

オ. 施工計画／積算

カ. 機材計画／維持管理計画： 3号（評価対象者）

キ. 調達計画／積算

ク. 保健計画

※団員1名は、安全対策計画を兼任

2）現地調査（第1回）：ア～ク

3）現地調査（第2回）：ア、イ、カ

注1）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

### 3. 参考資料等

（1）配布資料

1）「案件概要書」

2）「医療技術・サービスの国際展開を促進するための無償資金協力における試行的運用の概要」

- 3) 「Concept Clearance Proposal for Establishment of Mother and Child Health Care Ward at Luhs, Hyderabad Jamshoro」
- 4) 「Plan of Existing Hospital at Luh Jamshoro」

## (2) 閲覧資料

以下の資料についてはホームページにて閲覧可能

- 1) 「母子保健センター建設」画基本設計調査報告書  
[http://open.jicareport.jica.go.jp/987/987/987\\_117\\_11332319.html](http://open.jicareport.jica.go.jp/987/987/987_117_11332319.html)
- 2) 「イスラマバード小児病院整備計画」ODA見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/0307600/index.html>
- 3) 「イスラマバード小児病院改善計画」ODA見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1100660/reports.html>
- 4) 「カラチ小児病院改善計画」ODA見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1260350/index.html>

## 4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

### (1) 現地調査（第1回、OD）

#### 1) 団員構成

- ア. 総括（JICA）
- イ. 医療技術計画（JICA）
- ウ. 計画管理（JICA）

#### 2) 現地調査：約11日間

- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、プロジェクトの内容を検討し、ミニッツに取りまとめる。

### (2) 現地調査（第2回、DOD）

#### 1) 団員構成：

- ア. 総括（JICA）
- イ. 医療技術計画（JICA）
- ウ. 計画管理（JICA）

#### 2) 現地調査：約8日間

- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などをミニッツに取りまとめる。

## 5. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタ

ン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

#### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

## シンド州母子保健医療施設拡充計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

### 2. 調査項目

#### (1) 地形測量

目的：施設の平面計画などを行うために必要な情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量結果

#### (2) 地盤調査／地質調査／気象調査

目的：施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容：ボーリング(支持層が確認できるまで)、土質試験(膨張性土の有無について要確認)、月別の最高・最低・平均気温、月別湿度、月別降雨量、月別風量・風向、季節風及び砂嵐の発生頻度等

成果品：試験結果、柱状図、調査結果

#### (3) 地中障害物/埋設物調査

目的：地中障害物・廃棄物などの有無の確認を行う。

内容：施設、付帯構造物計画位置で試掘等

成果品：調査結果

#### (4) 給排水／水質調査／給電調査

目的：使用可能な水質・水量・電力量であるかを確認する。

内容：水量、水質、断水・水圧低下の有無及び時間帯、浄化槽、排水の放流先、電圧変動、停電頻度、停電時間帯等

成果品：試験結果

以上